

知多市自動体外式除細動器（AED）貸出事業要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、多数の市民が参加するイベント、各種スポーツ行事等において市民が心肺停止状態に陥ったときに、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）による救命活動を実施することができるようにするため、主催者である団体等に対するAEDの貸出しについて必要な事項を定める。

（貸出しの条件）

第2条 消防長は、本市において市民が参加して開催されるイベント、各種スポーツ行事等（以下「各種イベント等」という。）が、次の各号に該当する場合、貸出しするものとする。ただし、消防長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

- (1) 各種イベント等が、営利を目的としないこと。
- (2) 各種イベント等の参加者が、おおむね10名以上であること。
- (3) 各種イベント等の期間中は、普通救命講習等を受講した者等を会場に配置されていること。

（貸出しの台数及び期間）

第3条 AEDの貸出しの台数は、原則1台とし、期間は、7日以内とする。ただし、各種イベント等が終了したならば遅滞なく返却すること。

（申込み）

第4条 AEDの貸出しを受けようとする者は、その貸出しを受けようとする日の7日前までに、知多市自動体外式除細動器（AED）貸出申請書（第1号様式）を消防長に提出しなければならない。

（故障、破損又は紛失の報告）

第5条 借り受けた者は、貸出期間中にAEDを故障、破損させ、又は紛失したときは、AED故障、破損又は紛失報告書（第2号様式）を消防長に報告しなければならない。

（費用の負担）

第6条 AEDの貸出しは、無償とする。

- 2 貸出期間中、救命活動の実施に際し使用した電極パッド、その他AEDに付属する消耗品に係る経費は、本市の負担とする。

(損害の賠償)

第7条 AEDを借り受けた者は、故障、破損し、又は紛失させた場合には、借り受けた者の負担においてこれを修理し、又は補償するものとする。

(返還)

第8条 消防長は、公共の用に使用する等必要があると認めるときは、貸出し期間中であつても、AEDの返却を求めることができる。

(損害賠償責任)

第9条 消防長は、AEDの使用により生じた事故に対して一切の責任を負わない。

(維持管理)

第10条 消防職員は、AEDの貸出し時及び返却時にチェック表等を活用し、維持管理に努めなければならない。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。